

中国のグローバル経済への参入／統合

毛 利 良 一

- I はじめに——小論の課題
- II 中国の外資依存「経済大国」化
- III 米中経済摩擦
- IV WTO加盟による中国経済の構造改革
- V 改革開放の深化と格差是正——むすびに代えて

I はじめに——小論の課題

1) 中国は1978年末の改革開放政策の導入後、高度成長を継続して「世界の工場」「世界の市場」と呼ばれる「経済大国」に地位を高めてきた。この過程は、多くのばあい、グローバル経済への中国の主体的参入として論じられる。小論では米国主導グローバル化への統合¹⁾という視点を加えて、複眼的に検討する。

2) 中国の経済発展は「外資依存輸出工業化」路線を特徴とするが、工業化に必要な資本、技術、労働力および販売市場を中国がどのように獲得したかについて考察する。1979年以降の円借款による経済インフラ整備にも留意したい。

3) 中国の輸出大国化は貿易相手国、とりわけ最大経常収支赤字国アメリカとの間で摩擦を引起してきた。中国の大幅貿易黒字はアメリカにとってどのように脅威なのか。日米経済摩擦と比較しながら、摩擦品目、着地パターン、直接投資受入れ、為替相場制度、外貨運用などを取り上げ、競争関係とともに米中補完関係が存在することを検証する。

4) 中国のWTO（世界貿易機関）への加盟（2001年末）は、「社会主義市場経済」を標榜する中国が、米国が優位を持つ農業・サービス・知的所有権を含みこんだ資本主義世界経済の通商・投資ルールに参入／統合を進めるプロセスであった。移行経済国の資本主義的改造、法整備・制度構築の側面を検討する。

5) 中国の高度成長は順風満帆であったわけではなく、国有企業のリストラにともなう失業の増大や都市内部での格差、沿岸部と内陸部との格差拡大を生んできた。中国政府「第11期5カ年計画」の重点課題のなかで、国内所得格差に関わる三農問題と国際技術格差是正のための自主技術開発についてコメントを述べてむすびとする。

II 中国の外資依存「経済大国」化

1) 中国経済の国際的地位の現局面

いくつかの数字を見ることから始めよう。まず「世界の工場」としての製造業の生産力をみると、世界第1位の生産高となっている商品が多くある。2003年の数字であるが、素材では粗鋼23.3%、アルミ19.0%、化学繊維36.5%、セメント41.9%など、また消費財ではオートバイ46.7%、カラーテレビ41.0%、DVD再生機88.1%、電子レンジ42.2%、エアコン45.9%、冷蔵庫29.0%、デスクトップ・パソコン44.1%、ノート型パソコン51.5%、デジタルカメラ35.8%、携帯電話51.7%という数字が並んでいる²⁾。また広大な裾野産業を必要とする自動車でも05年の中国での自動車販売台数は572万台強であり、アメリカ、日本に次いで世界第3位に躍り出た。06年に日本を抜き、世界第2位になるのはほぼ確実視されている。

また05年の中国のGDP総額は2万2,290億米ドルで、前年の7位からイタリア、フランス、英国を抜いて世界ランキング第4位に浮上した（世界銀行統計）。ただし1人あたりGDPは1,740米ドルで128位にとどまる。04年の統計で1人あたり名目GDPは中国平均で1,272米ドルであるが、東部沿海地区の大都市は深圳で7,161ドル、上海が6,682ドル、江蘇省2,502ドルとなっており、貴州省の509ドルは上海の13分の1にとどまり、都市と農村の格差が浮き彫りになる³⁾。

外国直接投資の受入れでは、90年代後半には毎年400～500億ドル水準に達していたが、WTO加盟後増加傾向をたどって05年には724億ドルと過去最高を記録し、首位争いを演じている。貿易収支では対アジア諸国ではアブソーバーとして赤字を出しており、2005年統計では台湾581.4億ドル、韓国417.1億ドル、アセアン196.3億ドル、日本164.6億ドルの赤字となっている。他方、対アメリカ1,141.7億ドル、EU701.2億ドル、香港1,122.5億ドルと巨額の黒字となっており、アジア諸国から機械・中間財・部品を輸入し加工して米欧に輸出するという、生産工程の分業・加工貿易ネットワークと三角貿易の形成が見られる。2005年の経常収支は1,609億ドルの黒字、資本・金融収支が629.6億ドルの黒字であり、外貨準備は急増を続けている。2006年9月末には9,879億ドルにのぼり、日本を1,000億ドル以上上回って世界1位にランクされるに及んでいる。ただしその大半を米ドル建て金融資産で運用しているとされる⁴⁾。

2) 円借款と外国直接投資, 労働力

歴史的展開を見ていくと画期をなすのは、1978年末に始まった中国の改革開放政策と1992年鄧小平の「南巡講話」以降の外資進出の加速、70年代後半に中国からの繊維輸出急増で浮上してきた米中経済摩擦、2001年に承認されるWTO（世界貿易機関）への加盟の3つが重要であろう。改革開放政策の採用の時期、1980年4月にIMF、5月に世界銀行に加盟したことに留意しておきたい。加盟後、①IMF・世銀の専門家からの中国経済に関する詳細な研究報告の提供、②短期の国際収支の赤字についてはIMFからの支援、③インフラ・プロジェクトでは世銀やIDA（第2世銀）から長期・低金利融資、④急速に拡大しつつある民間部門の活動については、IFC（国際金融公社）とMIGA（多数国間投資保証機関）の保証、⑤さまざまな訓練・教育機会の提供、を受けることが可能になった⁵⁾。あわせて両機関から自由化圧力をかけられることにもなった。以下では、導入外資のなかで量的にも質的にも重要な役割を演じた日本からの円借款、外国直接投資について検討し、米中経済摩擦、WTO加盟問題は節を替えて後述する。

日本からの円借款

まず改革開放政策は、1960年代の米ソ2超大国を敵に回しての「備戦体制」づくりにともなう資源の消耗、60年代後半から70年代前半は「文化大革命」が経済発展を阻害し、近隣アジアNIEsだけでなくアセアン諸国にも遅れをとったとの反省から、路線転換が図られたものであった。経済発展という構造転換、計画経済から市場経済への転換、前近代社会から近代社会への転換という3つの転換⁶⁾を、対外開放によって目指すことになったのである。アセアン諸国の先例に倣って外資依存輸出工業化戦略が導入された。

外国直接投資導入の露払いの役割を演じたのが日本からの円借款であった。外国技術・プラントの導入による近代化は、1970年代前半に周恩来と鄧小平、1976年華国鋒の「国民経済発展10ヵ年計画（1976-85）」によって試みられたが、前者は4人組の批判にあい、後者は外貨の不足から対外債務一部不履行によって挫折した。この反省にたって行われたのが、日本からの円借款であった。1979年8月谷牧副首相が訪日して円借款の供与を要請し、年末に大平正芳首相が訪中して供与を決定して開始された。

対中ODAは1979～2005年の間に有償資金協力（円借款）約3兆1,331億円、無償資金協力1457億円、技術協力1446億円、総額約3兆円以上のODAが供与された。DAC（開発援助委員会）諸国の2国間援助の中で、日本の支援は常時半分以上、近年は60%以上を占め、またIDAなど国際機関のそれよりも大きかった。当初は中国の5ヵ年計画に対応したラウンド方式で提供され、第1次円借款（1979～84年度）は北京—秦皇島と石臼所などの鉄道建設と港湾整備、第2次（1984～89）は引き続き鉄道と港湾整備に重点がおかれた。北京市の上下水道や地下鉄など大都市の基盤整備や沿岸部の電話網拡充事業も行われた。第3次（1990～94）

でも輸送インフラのプロジェクトが多かったが、件数では内陸部が半数以上に達した。第4次(1996～2000)では内陸部の酸性雨対策や水質改善など環境関連プロジェクトや黒龍江省での穀物開発など、内容に大きな変化があった⁷⁾。

こうしたもののうち、具体例として次の事業がある。空港では、上海浦東国際空港(400億円＝約34億元、総工費130億元のうち外貨部分の全額)、北京市首都空港(300億円)など総額1,116億円；鉄道では、貴陽－婁底鉄道建設事業(300億円)、重慶モノレール(271億円)など6,418億円；道路では杭州－衢州高速道路建設事業(300億円)、梁平－長寿高速道路(240億円)など総額1,951億円；港湾では、青島港(597億円)、深圳港(147億円)など総額2,726億円；発電所では天生橋水力発電(1,180億円)など総額4,882億円；肥料では内蒙古化学肥料工場(214億円)など総額1,063億円；製鉄所では上海宝山(310億円)などである⁸⁾。中国のインフラ投資金額のデータが入手できなかったので円借款との分担関係を明確化できないが、重要プロジェクトが目白押しで経済発展の触媒となったことは疑いない。一定額が日本からの輸出入に充当されているが、日本だけでなく米欧企業も利用できる産業基盤が形成された。円借款を触媒とするインフラ整備は、中国のグローバル経済への参入準備と米日欧による中国の統合に向けた緒戦の姿として位置づけられよう。

外国直接投資

アセアン諸国は、工業団地を造成して保税加工区をつくって税制優遇措置を講じ、労働者の諸権利を制限して外資誘致合戦を演じたが、中国も基本的にこの方式を踏襲した。外資進出がアジアNIEs、アセアン、中国の順序で進み、経済発展も「雁行形態の発展論」の説くとおりに進んだ。90年代半ばに外国直接投資が中国にシフトして新規資本の流入が激減した諸国は、通貨投機に襲われてアジア通貨・金融危機に突き落とされた。いま直接投資企業の新商品開発・投入における技術移転のスピード化と順序変更により、中国が先を行く諸国に追いつき追い越しながら、三農(農業、農村、農民)問題や内陸開発問題を抱えて後から来るものに労働集約産業を譲れない状況があり、「雁行形態論」の適用が困難になる事態が生じてきている。

中央政府および「諸侯経済」を率いる地方政府の外資政策では、まず1980年に福建省廈門(アモイ)、広東省深圳、珠海、汕頭(スワトウ)の4都市に「経済特区」が設置され、1983～84年に大連を始め、沿海14都市が開放都市に拡大され、誘致競争が始まる。外資導入額の86%は東部地域に集中している(05年)。香港資本や台湾資本は珠江デルタでの委託加工から直接投資に進み、日系企業は戦前に在華紡のあった上海、天津、青島や、旧満州で経営経験のあった瀋陽(奉天)、大連などから投資を始めたが、政府の選別政策では中国が必要とする産業や企業を優遇してきた。

近代的な工業の移植において外資が果たした役割は、必要な資金とくに外貨、技術、経営ノウハウを持込んだことであり、アジア系外資企業の場合には自前の販路を使って持ち帰り輸出

および第3国への迂回輸出を行って外貨獲得に貢献した。中国が得たものは、上に加えて市場経済の実験、資本主義的ビジネスや大規模な地域開発の学習機会であった。また多国籍流通資本は、委託加工などを通じて中国商品を購入して世界市場に供給した。米ウォルマート1社で、04年に中国から180億ドル（米国の対中輸入の約10%）の商品を輸入している⁹⁾。

1979年の改革・開放実施から2004年までの25年間に、累計で5,621億ドル（実行ベース）の直接投資を受入れた。96年以降は毎年400～500億ドル前後にのぼり、ITバブルが弾けた後アメリカを抜き、イギリスやアメリカと直接投資最大受入国の地位を争うに至っている。またフォーチュン500社のうち450社が中国に投資進出をしている。2003年末の累計受入れ実績（実行ベース）の上位10カ国は、①香港44.4%、②米国8.8%、③日本8.2%、④台湾7.3%、⑤バーズ諸島6.0%、⑥シンガポール4.7%と続き、以下韓国3.9%、英国2.3%、ドイツ1.8%、フランスの順である。華人系3地域合計で56.4%と多いが、香港とバーズ諸島には中国本土資本による税制優遇をねらった偽装外資も含まれていると推定される。米国と日本を比較すると、米国はほとんどの地域で日本を凌駕しており、日本が米国を上回るのは、都市では上海、青島、大連（件数、金額ともに）のみであり、省別では遼寧省のみである¹⁰⁾。「アジア共同体」「アジア経済連携」に関する議論で、アジア諸国・地域の貿易および投資において域内比率の高まり、ひいては「アジア圏の成立」が強調される傾向がある¹¹⁾が、米国のプレゼンスを過小評価すべきではない。ただし米国の対中直接投資に占める製造業は57%（2002年）と低く、化学、輸送機器、石油産業、金融サービス、コンピュータなどでシェアが高く、アジアの生産工程間分業＝貿易方式とは異なり、中国国内市場向けビジネスが多いのが特徴である。

近年の対中投資の特徴として、①100%外資（独資）による進出が急増しており、②業種的には3分の2が製造業で、とくに半導体、通信機器、化学分野、自動車、研究開発（R&D）センターの設置が増大し、③WTO加盟以降はサービス分野の進出も増大していると指摘されている¹²⁾。また④アジア諸国からも含め、「世界の工場」への最小生産コスト立地型進出から、「世界の市場」への消費市場立地型＝内販型投資への比重が増大している。こうした中で、外国留学経験者の幹部登用が顕著になっている。

外資企業が中国经济に占める位置に関しては、国内投資に占める役割は94年の14%から05年には5.6%に低下している。しかしなお、外資企業は工業付加価値額の28.6%、輸出の58.3%と突出した地位を占めている。ハイテク輸出でも05年には前年比31.9%増、2,183億ドルと好調であったが、外資企業が全体の88.0%を占め、国内企業は比較的大型企業の多い国有企業でさえ輸出シェアは7.4%にとどまっており¹³⁾、外資技術への依存が根強いことを物語る（外資によるR&Dセンター設立については後述）。

低賃金労働力

外資系企業は資金・技術・経営ノウハウを国内に波及させたが、「世界の工場」における労

働力は東部沿海部の労働者および内陸部からの「農民工」が担った。農民工とは通俗的には、農村部から出て都市の非農業領域に従事する出稼ぎ労働者である。1949年まで中国の人口移動は比較的自由であったが、新社会主義中国は、重工業建設を重視して資本の原始的蓄積を農業に求めて低い農産物価格政策を実施し、農民を農村にとどめるために農村戸籍制度を都市部住民の都市戸籍とは分離してつくった。戸籍制度は消費財配給制度とセットで運用されたため、現金を持っていても配給切符がなければ消費財を買えない仕組みであった。1984年以前は、農村労働力の非農業生産への転移は郷鎮企業に対してのみ行われ、「土を離れても土地を離れず、工場入りしても都市入りせず」の状況であった。

沿海14都市の開放が行われた84年に農民の都市入り制限が緩和された。四川省、安徽省、湖南省、江西省、河南省、湖北省など内陸部から中学（一部高校）卒の青壮年農民が東部沿岸の諸都市に大量に流入し、建設業、工業、飲食サービス業などにおいて、きつい・汚い・危険な3K肉体労働に従事した。農村戸籍の農民工の就業には、職種など就業制限があり、労働契約を結ばないことが一般的で、労働報酬が低く現地の最低賃金基準を下回ったり、賃金未払い現象が常態化し、1日10時間以上はざらで6分の1が14時間以上働いているなど時間外労働問題が非常に深刻であった。また労働保護が劣悪で、鉱山の採掘、建設現場、化学品工場などで2003年に労働事故で死亡した労働者数13.6万人のほとんどが農民工であった。また「挙家離村」家族の子女は公立学校への就学が認められなかった。さらに失業保険、医療保険など社会保障の対象外であった。都市戸籍をもたない移動人口は、公安部の発表によれば04年に1億3,000万人、うち5,000万人が都市臨時居住人口として登録されている。00年の数字によれば農民工の1人あたり平均年収5,597元、郷里への平均送金額3,472元は小さくとも、中国全土では年収総額5,278億元、送金総額は3,274億元に達し、国家財政の農業向け総支出1,232億元、農家固定資産原値4,884億元と比べるといかに巨額かがわかる¹⁴⁾。

前述の円借款による経済インフラ建設の重労働は農民工によって支えられた。農村部から無限供給される低賃金労働と強いられた前近代的無権利状態は、労賃を含む都市労働者の労働基準を低いレベルに維持し、社会セーフティネットの導入を先送りする役割を果たした。このなかで外資系企業は、幹部やR&D部門には外国留学からの頭脳還流者を登用する一方で、従来の国家による人事・労働市場システムに入っていないため、大量の出稼ぎ労働者を下層部門に雇い入れて低賃金労働を利用した。米国でのパソコン・マウスの販売価格40ドルのうち、ブランド・メーカーであるロジテックが8ドル、流通企業が15ドル、部品メーカーが14ドルを取り、中国の生産工場が手に入れるのは3ドルにしか過ぎない¹⁵⁾という低付加価値構造は、このような仕組みから生まれる。中国がグローバル経済への参入のために「基本的人権」以下の労働力を提供し、人権批判を行う国の企業と消費者が低価格商品を楽しむという構図である。また外資の中には労働組合の設置を認めない企業も多い。低賃金で有名な世界最大の小売業ウ

ウォルマートは全世界に4,300支店、従業員60万人を擁するが、06年7月に福建省晋江市で30名の従業員が中国国内支店で初めて労働組合の設立に成功し、世界有数の外資にひざを曲げさせたとして注目を集めた¹⁶⁾。

Ⅲ 米中経済摩擦

第2次世界大戦後の米中経済関係はアメリカの対中国禁輸措置で幕を開ける。中国の国際経済への参入／統合は、途上国の典型的輸出工業品である繊維輸出、それによって引起された米中繊維摩擦から始まり、非市場経済国の認定と絡んだアンチ・ダンピング問題の頻発に特徴づけられる。また「経済大国」化する中国は、パクス・アメリカナの基盤と多くの世界標準を作ったアメリカとの間で摩擦を引起していくが、この過程を日米摩擦と比較することによってその特徴を検討することにしよう。

1) 繊維摩擦, ダンピング, 非市場経済国

小見出しの3つの言葉は米中摩擦を特徴づけている。「ワンダラー・ブラウス」事件の翌1957年に日本が輸出自主規制に踏み切った結果、アメリカの繊維製品の市場は、香港、台湾、韓国が圧倒的なシェアを握ることになったが、中国もまた短期間のうちにテキスタイルからアパレルまで、世界屈指の生産・輸出国に成長した。1970年代後半の中国の対米輸出の急増を受けて、1978年には米中繊維交渉が非公式な形で始められ、アメリカは輸入クォータの設定を主張するにいたる。原産地規制も問題となる。香港から中国本土への委託加工や対外直接投資の増加にともない、香港と中国の間では広範かつ複雑な産業内分業、企業内分業、工程間分業が発達したため、その製品を輸入するアメリカ政府にとって「中国製」「香港製」の原産地の認定はきわめて困難な作業となった¹⁷⁾。

途上国の工業品輸出、先進国のアンチ・ダンピング課税による自国産業保護の対象の典型事例が繊維である。ダンピングとは、ある外国製商品の輸入国市場での販売価格が生産国における販売価格よりも低い場合を言う。しかし「非市場経済国」からの輸入商品については、「公正」な価格の算出はきわめて困難である。価格が国家の統制下にあるのかどうか、価格を比較する際に同等の経済・生産力水準にある代替国をどこに求めるか、アンチ・ダンピング調査は適切に行われているかなどの点で、輸入国の恣意的な判断が入り込む恐れがある¹⁸⁾。しかしWTO加盟後も、米欧日は中国の非市場国認定を変えていないので、不利益をはねのけるため「社会主義市場経済」中国がいかに市場経済として発展したかの広報・交渉を強めており、中国はオーストラリアやアセアン諸国からは市場経済国の認定を得るに至った¹⁹⁾。

アメリカは繊維の巨大輸入国であると同時に、今なお繊維多国籍企業が健在でカナダの5倍、

メキシコの2倍、インドの1.5倍以上の輸出規模がある。しかし戦後長期にわたってアメリカや西欧の繊維市場を保護してきた多国間繊維協定が、2005年1月に廃止となった。米国の輸入金額に占める中国のシェアは04年で既に38%と高い（MFAを使ってこなかった日本では73%）が、予想されたとおり、中国からの輸出の伸びが急増している²⁰⁾。

最近の米国の対中赤字拡大の主因は家電、オフィス機器、通信・AV機器の輸入拡大に集約される。対中輸入に占める在中国米系子会社生産品のシェアは04年時点で25%前後にまで高まっていると言われ、子会社からの輸入は問題化しないのが普通である。そうした中で米中間の貿易摩擦品目には、繊維に加えて木製家具、半導体・電子機器、カラーテレビが加わった。中国家具の対米輸出は2000年に始まったばかりだが、米国の住宅ブームに押されて急増し03年には輸入家具シェアの半分近くを占めるに至り、代わりに原料である木材の米国から中国への輸出が増加している。米国家具製造業者の多くは流通・販売業に転業している²¹⁾。カラーテレビ問題は、03年5月、米国テレビ関連企業は长虹を含む中国カラーテレビ企業に対してアンチ・ダンピング課税を申請し、米国商務省は04年5月に長江テレビ26.37%、TCL21.25%、康佳9.69%など課税の最終決定を下した²²⁾。米国のカラーテレビ業界は、日米摩擦のさい輸出企業の対米進出による現地生産への移行で着地をして以後、米国テレビ製造企業は消滅し、日本とヨーロッパの企業が市場を握ってきた。中国からの輸入品には米国電子機器メーカーから購入した部品も使われており、米国市場を舞台にした日欧中の家電資本のぶつかり合いの様相を見せている。

2) 日米摩擦との比較で見る米中経済摩擦

第2次大戦後、パクス・アメリカナの世界を築いたアメリカは、経済の相対的地位の低下にともない多くの諸国と経済摩擦を引き起こした。ここでは第2次大戦後の経済摩擦の典型事例である日米間のそれと対比しながら、米中摩擦の特徴を描いてみよう²³⁾。

政治外交関係

小論の対象外であるが少しだけ触れておく。第2次大戦後、日本は連合国の占領下に置かれ、サンフランシスコ講和条約締結後、経済協力条項を含む日米安保条約の下でアメリカのジュニア・パートナーとなった。他方、中国は社会主義の道を歩み、東西冷戦の初期においては多くの品目においてアメリカの禁輸対象国とされ、現在も非市場経済国の認定によってアンチ・ダンピング問題などでは一定の差別的措置が行われている。外交関係ではアメリカには、中国は中長期的にはアメリカの脅威と見るA「対中安保封じ込め派」から、対中関与で対決回避可能とするB「対中関与派」、中国との通商・投資で利益を期待するC「対中経済推進派」、中国との貿易で被害を受けている繊維業界や労働者・組合などのD「経済リベラル・人権派」などが存在する。最近では「競争的パートナー」または「責任ある利害関係者」(responsible stakeholder)

へと議論が広がり、BおよびCへ認識がシフトしてきている。米中共同軍事演習も部分的に実施されるに至っている。

摩擦商品群と着地パターン

摩擦発生の年代では、単品としての繊維の対米輸出増大による摩擦は両国とも1950年代後半に発生するが、多くの品目や問題にまたがる貿易紛争は、日米では1970年代から90年代にかけて起こり、米中では80年代後半に始まり現在に至るまで続いている。対米摩擦を引き起こした輸出商品群は、日本では労働集約的な繊維に始まり、鉄鋼、テレビ、半導体、工作機械、自動車などの高付加価値・ハイテク・組み立て産業へ移行したのに対して、中国からの輸出品では繊維など低付加価値商品が長期間にわたって主役を演じ続けた。

問題発生から着地に至るパターンでは、日米間では集中豪雨的に輸出が急増して打撃を受けた産業や地域が、連邦上下院議員を動かして政府間交渉に持ち込み、自由貿易を標榜する米国の面子をたてて最終的には日本側が輸出自主規制に踏み切る事例が多かった。また米国は在米現地生産という土俵では日本企業は競争優位に立てないだろうとの読みから、日本企業の対米直接投資を奨励した。そうしたなかで家電や自動車などの日本企業は、時間がかかったものの相対的高賃金や企業経営文化の相違を克服して米国に根を下ろし、生産と雇用を拡大していった。

他方、米中間では中国からの輸出品である低付加価値製品のダンピングをめぐる提訴が頻発し、アンチ・ダンピング課税と相互の報復措置の応酬のあと妥協が成立する事例が多く起きた。貿易不均衡が目立ち政治問題化してくると、中国は大口買付ミッションを派遣して米国産業界のご機嫌をとった。現在でも中国首脳は訪米や米欧首脳は訪中のさいには、航空旅客機の商談や経済協力に関する取り決めがあわせて結ばれることが多い。中国企業の対米進出と現地生産による摩擦克服は、家電産業の海爾（ハイアール）集団に萌芽がみられるが、全体としてはまだその発展段階には達していない。今後、中国自動車企業の対米進出が試金石となろう。

相手国市場の開放要求

貿易赤字が増大してくると、米国は相手国市場が閉鎖的であると批判し、市場開放を要求し始める。70年代末には建設、金融サービス、牛肉・オレンジ、電電公社の資材調達問題などで米国が日本の市場開放を要求し、80年代半ばには市場重視型個別協議として電気通信、電子、木材製品、医薬品・医療機器の分野で米国製品の購入拡大を迫るにいたる。

時期が少しずれるが、対中貿易赤字が1980年代後半に拡大すると、米国は貿易不均衡の原因を中国の貿易障壁に求め始めた。米国の批判は、a) 関税・輸入課徴金の水準が高くかつ課税基準に一貫性が欠如し企業活動の予測可能性が低下している、b) 輸入許可証の対象品目が輸入総額の半分近くを占め、かつ制度自体が複雑・不透明で外国人には理解できない、c) 第7次5カ年計画期（1986-90年）にテレビ、ラジカセ、洗濯機、エアコンの生産ラインの輸入制限・禁止措置をとり続けた、d) 中国は輸入商品に差別的な基準・検査・認証制度を設けて

いる、などである²⁴⁾。

直接投資受入れ要求

日本の直接投資受入れは、1967年から自由化が進展し80年の外為法改正で原則自由化されたが、本音が「フルセット自前主義」の日本は、技術導入は図っても外資の直接投資の増大を回避する姿勢を続けた。日本が門戸を開放した頃には、賃金や地価の高騰によって投資環境が悪化しており、米国の対日投資額は対GDP比で先進国中最低ラインに位置する。

他方、中国は外資誘致による輸出工業化路線を採用してきた。投資国としてアメリカは香港・マカオに次ぎ、日本、台湾、バージン諸島よりも多い(2003年末累計)。また個別事例であるが、自動車のGMや通信機器のモトローラなど日本進出を果たせなかった企業が中国に進出し、巨大市場で有力な地位を占めた。また中国で後塵を拝していた米国のイーストマン・コダック・フィルムやペプシ・コーラの対中進出においては、徹底した「競合他社排除の論理」を貫き、「向こう何年間、競合他社の同一事業への参入を認めない」という契約内容を中国に認めさせるという辣腕振りを発揮した²⁵⁾。1986年と2003年の直接投資受入れ残高を比較すると、日本では440億ドル(対GDP比0.03%)から596億ドル(0.02%)への変化であったのに対し、中国は1億ドルから4,479億ドル(0.35%)へ伸び、中国の開放性が際立つ。中国の開放性については、アメリカも好意的に評価している²⁶⁾。

相手国経済の構造改革

市場開放要求や直接投資受入れ要求だけではなお米国資本の自由な活動には制約が多いとして、米国はさらなる要求を迫る。1989年に始まった日米構造障壁協議(Structural Impediments Initiative)がそれである。日本の貯蓄・投資バランス、系列、談合、流通制度など日本経済の構造的特質に問題があるとして米国は攻撃をかけた。日本の公共投資を増大させ、また米國小売ビジネスの参入を支援するなど、包括的政策協調はマクロ政策からミクロの構造政策を含むものとなった。さらに1993年の日米包括経済協議では内需拡大や構造障壁の改善に関する「数値目標」「客観基準」の導入を主張し、米国は「結果重視」を迫るに至った。中国経済の構造改革に対する要求は、WTO加盟交渉によって始まる。

知的所有権

日本は応用技術・周辺技術開発につとめたものの基礎技術を米国に依存していたため、80年代前半に米国は基本特許やソフト著作権など知的所有権の利用料を高めれば稼げると判断し、知的所有権で攻勢をかける一連の法整備作業(特許保護の強化、ソフトウェアの著作権による保護、半導体回路設置法)をすすめた。80年代初めのIBM産業スパイ事件やミノルタ・ハネウェル自動焦点カメラ訴訟を背景に、1988年には日米知的所有権協議を開始し、92年には特許庁の抜本改革方針を引き出した。

社会主義国では発明・発見は人類の共有財産との考えがあった。知的所有権に関わる制度整

備では、改革開放政策導入後、中国は1980年に世界知的所有権機関（WIPO）に、85年に工業所有権パリ条約に加盟し、また89年には米中知的所有権覚書を交換して著作権法案の制定とコンピュータ・ソフトを著作権の保護対象とすることを約束した。しかし知的所有権に関する意識が社会に根づくには時間を要し、政府が法律を制定しても執行力が弱いことから、中国は違法コピー、著作権侵害問題の最大発生国となっており、WTO加盟交渉前から最大課題となっている。

通貨調整

通貨調整では、1971年、金ドル交換停止後のスミソニアン合意で、日本は1ドル=360円から308円へ主要国のなかで最大の16.88%の切上げを迫られた。また73年には日本は主要国とともに変動相場制に移行した。さらに85年にはプラザ合意においてドル安・円高の通貨調整と協調利下げ要求を呑み、急激な円高高進に襲われた。円高不況を回避するための低金利政策は、80年代後半の資産バブルをもたらし、その崩壊は90年代以降の長期不況を招来することになる。しかし円高の進行によっても日米貿易不均衡は是正されなかった。不況のなかで日本は輸出依存体質から抜け出すことはできず、米国経済が製造業からサービス経済に軸心をシフトさせ、また貯蓄を上回る消費を続けたからである。

中国は1994年に1ドル=8.7人民元水準にレートを統一して以降、事実上のドル・ペッグを維持してきた。人民元切上げ・為替相場制度改革が問題になるのは21世紀にはいつからであるが、中国は日本の経験から多くのことを学んだに違いない。人民元切上げ要求を呑めば、巨額の不良債権を抱える国有銀行中心の金融システムを不安定化させる恐れがあり、繊維、衣類、軽工業品、オートバイ、家電製品などを輸出する中国地場企業、小麦、大豆、植物油などの輸入拡大から農業への影響が懸念された。「自主的・制御可能的・漸進的」改革の原則を掲げつつ、2005年7月、外貨準備の増大にともなう過剰流動性をもたらす景気過熱を抑制するためもあり、中国は初めて小幅ながら元切上げに踏み切った。ただ人民元切上げが米中貿易不均衡を是正することになるかと言えば、それは疑問である。円切り上げに関して述べた事情に加えて、中国を中心に東アジア域内で拡大している生産工程の分業・加工貿易ネットワークの形成が対米貿易黒字の背景に関わっている。加工貿易に従事する外資系企業は米国へ最終製品を輸出するだけでなく、日本、韓国、台湾、シンガポールなどから機械や中間財・部品を輸入し、東南アジア諸国からは部品、錫、天然ゴムなどを輸入している。人民元の切上げが輸出企業にマイナスの影響を与えても、輸入価格の低下などによって容易に相殺できるからである²⁷⁾。

米国は日本や中国が為替相場を不当に操作して過小評価していると批判することが多いものの、その外貨準備が米国債などドル建て金融資産に投じられることによってアメリカの財政赤字と経常収支赤字を埋め、米国の株価上昇に貢献していることに自ら言及することはほとんどない。

IV WTO加盟による中国経済の構造改革

1) 中国のWTO加盟交渉

資本主義世界の貿易は、1960年代のGATT（関税・貿易一般協定）ケネディ・ラウンドによる関税一括引下げ交渉の進捗、70年代の東京ラウンドによる非関税貿易の障壁削減によって大きく拡大した。さらにウルグアイ・ラウンド交渉（1986-94年）は、農産物貿易、サービス貿易、知的所有権といったこれまでGATTの管轄外に置かれてきた分野で国際的ルール・世界標準を作ろうとする意欲的な取組みであった。これら分野は、製造業の国際競争力において相対的地位の低下を続けてきた米国経済が優位を誇る残された牙城であり、パクス・アメリカナの復活・再編をねらう米国にとっての主戦場でもあった。ウルグアイ・ラウンドの交渉は難航したが、1995年にジュネーブに本部を置くWTO（世界貿易機関）の発足をみた。鉱工業品の関税を引き下げること、農産物における輸入数量制限を関税化すること、これまで義務ではなかったアンチ・ダンピング税や補助金・相殺措置、輸入許可手続きなどに関する12の協定をWTO加盟の義務とすることを決め、モノの貿易に関するWTOのルールが加盟国全体に及ぶことになった。また紛争処理手続きが明記された。サービス貿易については市場参入保証、最恵国待遇と内国民待遇を内容とした協定が結ばれた。知的財産権についても、最恵国待遇と内国民待遇を原則とする協定が締結された。また自国に進出した外国企業に現地製品の使用を強制したり輸出義務を課すことが禁止され、外資を利用して工業化を図ろうとする途上国にとって厳しい規則が追加された。新ラウンド交渉が難航しているが、加盟国は既存ルールに従う義務を有しており、WTOの役割を過小すべきでない。

中国は、中華民国が1950年5月にGATTを脱退した後、86年に復帰申請という形でGATT加盟を申請した。改革開放に踏み出したばかりの中国にとって、協定改正によって変貌を遂げようとしていたGATT加盟へのハードルは高かった。全国共通の単一貿易政策に関して中国が統一的な関税地域を形成しているかどうか、貿易管理体制の透明性が弱いのではないかと、市場アクセスが確認のすべがない「内部規定」によって制限されている、などとの批判を浴びて交渉は難航した。結局GATT時代に加盟は認められず、WTOへの加盟交渉に移ったが、WTOルールに合致しているかどうかを審査するマルチ交渉と主要貿易相手国が市場アクセスについておこなうバイラテラル交渉が繰り返された。日中交渉は99年7月に大筋妥結、米中では99年11月に農産品、サービス（銀行・証券・音響映像）、繊維などで基本合意が成立し、足掛け15年にわたる交渉を経て最終的に2001年12月に加盟が実現した。

中国はWTO加盟に際して次のことがらを約束した。

- ①工業品の平均関税率を2005年までに単純平均で10.8%、加重平均で6.6%に引き下げる。
- ②農産品では、輸入数量制限等の国境措置を関税に置き換える。

- ③輸入制限措置を2005年までに撤廃する。
- ④金融サービス業では、保険業の外資出資規制と地理的範囲制限の3年以内の撤廃、銀行サービスの地理的制限撤廃と人民元業務の5年以内開放、証券会社の外資規制を49%に上げる。
- ⑤貿易権の取得は、3年以内に外資を含む中国国内のすべての企業に認可する。
- ⑥知的所有権の保護については、経過措置をとらず加盟後ただちにTRIPS協定を完全遵守し、専利法、商標法、著作権法などの法整備を進める、など²⁸⁾。

これにより、中国はアメリカ主導グローバル化への参加／統合に向かって大きく歩を進めることになった。中国の工業生産力や農業生産力の水準や金融サービス業などにおける市場化の遅れから、中国経済に深刻な影響が及ぶことも懸念されたが、中国が得られるメリットとして、最恵国待遇（MFN）と一般特惠制度（GSP）の利益の享受、多国間枠組みのなかでの通商問題の処理、外圧利用による経済改革の推進、中国の国際的地位と発言力の強化などが期待された。また先進国の投資家は、中国がWTOに加盟して後戻りのできない市場経済化に踏み出したことを好感して、対中直接投資を増大させたのである。ただし資本取引自由化が残されており、WTO加盟によって「対外開放政策が完成した」²⁹⁾ わけではない。

2) WTO加盟時の約束履行状況

中国はこれまでWTO加盟時の約束に準じて、関税の引き下げ（加盟時平均13.6%→2006年9.9%）や、法の整備（貿易権、投資、サービスなど）をスケジュール通りに進めてきた。しかし許認可に関する透明性の問題や中央と地方間の齟齬、法の恣意的な解釈など運用・実施面で多くの課題を残しており、国内政策上の制限的な措置も注視する必要がある、というのが一般的評価であろう。

国内政策の視点からの制限的な措置の導入については、例えば、2005年4月に「完成車の特徴を有する自動車部品の輸入管理弁法」が公布された。この法によると、輸入部品の価格総額が同車種完成車価格総額の60%に達した場合、10%であるはずの自動車部品関税に、完成車関税の25%が適用される。これは実質的なローカルコンテンツ要求に当たることから貿易関連投資措置（TRIM）違反の可能性がある³⁰⁾。米欧の提訴を受けて、WTOの紛争処理機関は2006年10月26日、中国の自動車部品関税に対する米欧の訴えを受けて紛争処理小委員会（パネル）設置を決めた。中国を相手取った提訴でパネルの設置は初めてである。また日米欧などの主要国は、中国が違法な海賊版や模倣品の製造・販売に十分な対策を講じていないとして、WTOを通じて知的財産制度の是正を求めて提訴する方針を固めた、と新聞は報じている³¹⁾。

金融部門の対外開放は、不良債権を抱えた国有銀行の改革と企業統治の改善が前提となる。外国銀行への個人向け人民元業務解禁については、支店ではなく中国での現地法人設立を条件にすることや、外銀向けの低い法人税率の撤廃などを中国政府が打ち出したのは、国内銀行の

保護をねらったもので約束違反の疑いも指摘されている³²⁾が、各国銀行は自行のリテール業務の位置づけに応じて対応を進めている。ただし、銀行部門への外資の資本参加は大幅に容認された。交通銀行に英HSBCが19.9%の出資をしたのを皮切りに、米欧銀行は中国4大国有銀行に対しても資本参加を進め、中国工商銀行には米ゴールドマンサックスなどが10%、中国銀行には米メリルリンチなどが10%、シンガポールの 테마セックが10%、中国建設銀行に米バンク・オブ・アメリカが10%を出資することになった³³⁾。

またWTOの約束事項ではないが、資本取引規制の緩和が漸進的・継続的におこなわれ、対外直接投資枠の拡大、国際機関による人民元建て債券発行認可、適格機関投資家（QDII）の対外証券投資解禁がすすめられた。さらに現段階では試行とはいえ、リスク・ヘッジ手段拡充への取組みが開始され、為替先物取引に関して取扱い機関と許容量の拡大、上海市場での外貨と人民元の銀行間取引の値付けにマーケットメーカー制度が導入された。人民元の資金市場においても、金利変動リスクや資産・負債管理をおこなう人民元金利スワップ取引が、また銀行間の人民元通貨スワップ取引も解禁された³⁴⁾。

農業では、中国政府は先進国並みの農産物の市場開放を約束した。それまで輸入制限を行っていたコメ、小麦、トウモロコシなどの品目は関税化をおこない、また関税割当量・枠外税率を設定した。農産物の平均関税率は、01年の19.9%から04年の15.6%まで下がり、コメ、小麦、トウモロコシにこれまでの輸入量を超える関税割当量が設定され、2000年の生産量に対してそれぞれ2%、9%、6%の割当量が設定された。実際に輸入したコメ、小麦の数量は、2003年まではわずかな額にとどまったが、04年の実行率は小麦73%、コメ13%、大豆油80%、パーム油130%など穀物と油料の輸入が急増した。輸出振興計画補助金を穀物輸出企業に付与して農産物輸出を拡大してきたアメリカが断トツで最大の輸入相手国となっている³⁵⁾。また対米輸入の影響を緩和するために、日本への野菜・冷凍野菜の輸出を拡大するという新しい米中日トライアングル貿易が形成されつつある。

3) 資本主義的法整備

WTO加盟に際し約束したことを実現するためには国内法の改正を行う必要がある。2003年12月の全人代常務委員会は、2007年までに制定すべき立法計画を発表し、その後も法整備をすすめている。まず憲法改正であるが、2004年3月の全人代で、「3つの代表」思想（中国共産党は、「先進的な社会的生産力発展の要請」「先進的文化の発展」「広範な人民の根本的利益」の3つを代表するという）と、「私有財産保護」が明記された憲法改正案が正式に可決された。後者に関する従来規定は「国は公民の合法的収入、貯蓄、家屋とその他の合法的財産権の所有権を保護する」であり、保護すべき私有財産の範囲が生活手段だけなのか生産手段を含めたものなのかははっきりしなかったが、「合法的に獲得された私有財産は侵害されてはならない」（第

13条1項）と規定し、「私有財産」の保護を明確にした。ただし、私有財産の完全な不可侵を定めたものではなく、「国家は公共の利益のために、法律の定めるところに従い、私有財産を収容することができるが、補償を行う」（第13条2項）との但し書きがある。またこのときの改正では、「国家は非公有制経済の発展を奨励、支持し、指導する」（第11条2項）の規定も追加され、資本主義的な色彩を持つ私有経済が奨励されている³⁶⁾。

次に、民法の一部としての会社法の改正、破産法の制定、独占禁止法の制定、物権法の制定などがある。2006年1月に新しい「会社法」が施行され、資本金最低限度額の規制緩和などにより、会社設立を容易にした。同年8月に成立した「企業破産法」により、国有企業が市場から退場を余儀なくされる際に労働者の再就職や銀行債務の減免といった特別扱いをしないことになった。また「独占禁止法」は、市場競争を保護し独占行為を抑制するものであるが、中国の独自の事情を考慮して、地方政府の保護主義政策による国内市場分断など行政の権力を乱用して競争を排除・制限することを禁止する条項が入っている。「物権法」は04年の憲法改定による私有財産保護の規定を具体化するものであり、国有財産と同じように、集団所有の財産も私有財産も同様に保護されるという原則が確認され、国民の生活が直接かかわっている農家の土地徴用や都市部における土地の使用権の期限延長と住宅立ち退きなどの規定が焦点となっている。市場流通関連法に関しては、06年12月の流通サービス分野の全面的な開放にあわせ、様々な流通形態からすでに生じている市場の混乱や消費者被害の実態を把握・整理し必要となる行政法規を策定する準備が進められている³⁷⁾。

会計基準についても、国内条件が整い次第、減損損失の戻入額の算定、関連当事者の関係および取引に関する開示、政府補助の会計処理など中国特有の方式を国際標準へ収束させる方針が発表されている。

V 改革開放の深化と格差是正——むすびに代えて

中国のグローバル経済への参入の成果として、改革開放の深化による生産力の増大と「経済大国」化が挙げられよう。また米日欧からの統合の面では、計画経済に後戻りできない水準に達した市場化の制度構築の進展は、グローバル競争の熾烈化をもたらすものの資本主義体制の維持・拡大の面で大きな成果である。他方、都市と農村間の所得格差拡大、および都市内部格差の拡大、社会保障制度の未整備（競争に負ける弱者層を保障するセーフティネットが用意されていなかった）によって中国人口の多くが不安と不満を抱えるに至っており、放置すれば社会的不安定による持続的な経済成長を阻害する恐れがあり、また食料・資源・エネルギー面で世界経済への不安定要因をもたらしており、「社会主義」の真価が問われる事態となっている。

こうしたなかで2006年3月に全人代で採択された「第11次5カ年計画」は、胡錦濤・温家

宝政権による江沢民・朱鎔基政権の経済成長路線のモデル・チェンジの性格をもつ。具体的には、①環境への配慮を強め、従来の投資一辺倒の経済成長路線を見直して、全面的で調和のとれた持続可能な発展を目指す「科学的発展観」が提起されている。また、②国民の不満を宥めるために、「調和の取れた社会作り」が提唱されている。重点戦略のうち、国内所得格差と国際技術格差問題の2つにコメントしておきたい。

三農問題への取組

第11次5カ年計画では、三農（農業、農村、農民）問題および農民工問題の解決と「社会主義新農村建設」が最大の戦略的任務とされている。今後、農民の所得向上を積極化する構造政策として挙げられているのは、①農業の法人経営を強力に推進する、②農村部の第2次、第3次産業の発展と小都市建設を加速する、③戸籍制度の改革や職業訓練、出稼ぎ労働者の身分保障などを通じて、農村余剰労働力の他産業への移動を促進する、④貧困農村地域への支援を拡大する、などである。「社会主義市場経済」のもとで農民の土地所有権を明確に保護し、農地の有償譲渡を可能にすれば、農民がそれを元手に新しい事業を起こしたり都市部に移動して新たな職業を求めることが容易になる、との期待がある³⁸⁾。

しかし農村でも高齢化と少子化や若年・壮年層の都市流出によって核家族世帯は増大傾向にある。農村貧困層は、貯蓄や資産が少なく所得源が限られており、リスクの多様化に対して脆弱性が増大している³⁹⁾。社会セーフティネットの整備は遅れており、さらにこの数年、地方政府は公共の利益という名目で農民から僅かな補償で土地を徴用し、高値で不動産開発業者などへ売却する行為をエスカレートさせており、農村の失業者を増大させて農民暴動を頻発させてきたと報道されている。中央政府と地方政府の財政トランスファー問題を改善し、新たな土地なし貧困層を生み出さないで格差を是正する政策が求められる。

自主技術開発

中国が経済力を強化する上で必要なことは、国際技術格差をうずめうる自主技術と自主ブランドの開発を進めることであり、そこに力点が置かれるのは自然なことである。現状ではハイテク製品の生産においては海外への巨額の特許料支払を余儀なくされており、科学技術面で先進国に追いつくには長期間を要すると認識されている。こうした現状を打開するための鍵として浮上しているのが中国独自規格という作戦で、その一つに第3世代携帯電話(3G)がある⁴⁰⁾。この方式で中国市場は防衛できても、世界市場に攻勢をかけるには迫力に欠ける。

外資の動きでは、技術漏洩と人材の流出を懸念して本格的な対中国R&D活動を控えている日系企業とは対照的に、モトローラ、ルーセント、マイクロソフト、IBMなどの米系多国籍企業は、知的財産権管理を強化するため100%自己資本のR&D投資を強化しており、中国は「世界のR&Dセンター」化へ進みつつある⁴¹⁾。そうした中で外資依存を脱却し自主技術を開発できるのか、の懸念が依然としてある。政府の政策支援と教育活動の2つの条件はよく整備

されているけれども、技術進歩、技術革新を図るメカニズムの中核をなす市場の技術競争、企業外R&D活動、および企業活動＝生産技術の3つの要素条件が有機的に醸成・結合されない限り、システムが形成・機能しないと指摘もある⁴²⁾。

米日欧による中国のグローバル経済への統合は大いに進んだといえる。他方、近年、中国もアフリカや中東、中央アジアにおいてエネルギー権益の確保にむけて、またオーストラリアや中南米で鉱産物資源や食料の安定購入にむけて積極的に動き、成果をあげ影響力を拡大してきている。中国によるグローバル経済の取り込みと活用も注目される場所であるが、これらの検討は今後の課題としたい。

- 1) 筆者は、グローバリゼーションを「モノ、カネ、人、サービスにかかわる活動が、各国の規制緩和／撤廃により自由化され、地球規模で、市場原理ののっとなって利潤の最大化を追求する資本の運動」と定義している。それは、多国籍企業の活動の質的發展に加え、1990年代の冷戦終結にともなうアメリカ軍事技術の民間開放によるIT（情報通信）革命の進展を背景とした金融グローバル化によって特徴づけられ、パクス・アメリカナの再編であることを重視している。毛利良一『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』大月書店、2001年、pp.1-17。
- 2) 日本貿易振興機構『ジェトロ貿易投資白書2004』2004年、p.4。
- 3) 日本貿易振興機構北京事務所資料、2006年。
- 4) みずほ総合研究所「中国金融経済動向データ月報 C. 対外経済編」、2006年各号。
- 5) 大橋英夫『米中経済摩擦：中国経済の国際展開』勁草書房、1998年、pp.22-23。
- 6) 中兼和津次「中国経済—3つの転換」毛里和子編『現代中国の構造変動 第1巻 大国中国への視座』東京大学出版会、2000年、pp.92-93。
- 7) 丸川知雄「日本の対中国政府開発援助の検討」国際金融情報センター・開発援助の新しい課題に関する研究会、2004年。www.iss.u-tokyo.ac.jp/~marukawa/odareport.pdf
- 8) 外務省「対中ODA実績概要」2005年5月。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kunibetsu/china.html>
- 9) AFLCIO, “Wal-Mart Imports from China, Exports Ohio Jobs”, 2005, www.aflcio.org/corporatewatch/walmart/upload/report_ohio.pdf
- 10) 稲垣清「中国の外資受入れ状況と日本企業の進出」21世紀中国総研編『中国進出企業一覧 上場会社編』蒼蒼社、2005年 p.15。
- 11) 例えば、渡辺利夫編『東アジア経済連携の時代』東洋経済新報社、2004年、序章「アジア化するアジア」。
- 12) 稲垣、前掲。
- 13) 日本貿易振興会北京事務所、前掲。
- 14) 巖善平『現代中国経済 2 農民国家の課題』名古屋大学出版会、2002年；
同「中国における農業、農村、農民および農民工——四農問題の実態と政策転換のプロセス」日本記者クラブ研究会「中国経済」2006年2月17日、www.jnpc.or.jp/cgi-bin/pb/article.php?id=545
同「中国における農業、農村、農民および農民工」2006年、www.jnpc.or.jp/cgi-bin/pb/pdf。

php?id=196

山本恒人「中国における農民工の規模とその存在形態」『大阪経大論集』第54巻第2号, 2003年7月

姜穎 (JiangYing)「農民工の権利保障の現状および発展」自治労, 2004年, www.jichiro.gr.jp/international_dept/kaigai/20041015_korea/6_JIANG.pdf, などによる。

15) 朱炎「中国経済の対外依存構造の現状と課題」富士通総研・研究レポート, No.259, 2006年4月。

16) 『日本経済新聞』2006年7月30日。

17) 大橋英夫, 前掲, p.118。

18) 大橋英夫, 前掲, pp.137-140。

19) 毛利良一「中国の『経済大国』化と通貨・金融問題」『経済』2004年11月号。

20) 萩原陽子「摩擦に直面する中国貿易とその実態」『東京三菱レビュー』no.11 2005年7月。

21) 萩原陽子, 同上;

Hufbauer, G.Clide and Yee Young, 2004, *China Bashing*, IIE Policy Briefs 04-5。

22) 柯隆「中国企業の対外直接投資に関する考察」富士通総研・研究レポート, No.235, 2005年。

23) 日米経済摩擦については, 以下を参照。関下稔『現代世界経済論—バクス・アメリカーナの構造と運動』有斐閣, 1986年;

同『日米経済摩擦の新展開』大月書店, 1989年;

坂井昭夫『日米経済摩擦と政策協調—揺らぐ国家主権』有斐閣, 1991年;

同『日米ハイテク摩擦と知的所有権』有斐閣, 1994年, など。

24) 大橋英夫, 前掲, pp.176-179。

25) 稲垣, 前掲, p.27。

26) Hufbauer, *op.cit.*, p.27。

27) 白井早由里『人民元と中国経済』日本経済新聞社, 2004年, pp.11-12。

28) 中国WTO加盟に関する日本交渉チーム『中国のWTO加盟』蒼蒼社, 2002年, 第2章。

29) 座間紘一「中国経済」松村文武ほか編『現代世界経済をとらえる Ver.4』東洋経済新報社, 2003年。

30) 日本貿易振興機構『ジェトロ貿易投資白書2006』p.21。

31) 『日本経済新聞』2006年10月28日。

32) 同上, 2006年8月16日。

33) 関志雄「本格化する外資の国有銀行への資本参加—根拠の乏しい「安売論」」2006年2月。

<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/index.htm>

34) 伊藤さゆり「加速する中国の金融改革」ニッセイ基礎研REPORT, 2006年9月。

35) 銭小平「中国の対外貿易戦略における農産物輸出」農水省『アジア・大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書』, 2004年, <http://www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/16/asia04.pdf>;

毛利良一「WTO農業交渉と東アジアにおける農産物・食料貿易」『日本福祉大学経済論集』第33号, 2006年8月。

36) 鮫島敬治・日本経済研究センター編『資本主義へ疾走する中国』日本経済新聞社, 2004年, p.203。

37) 関志雄「急がれる市場経済化のための法整備—高まる企業破産法, 独占禁止法, 物権法への期待」2006年9月, <http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/index.htm>

38) 黒岩達也「中国の第11次5か年計画と今後の経済発展戦略」信金中央金庫『内外経済・金融動向』

No.18-2, 2006年6月。

- 39) 三浦有史「中国の社会不安定化リスクをどう読むか」『環太平洋ビジネス情報RIM』Vol.6 No.23, 2006年10月。
- 40) 萩原陽子「第11次5カ年計画に示された中国経済の方向性」『東京三菱レビュー』, No.5, 2006年3月。
- 41) 金堅敏「中国における外資企業のR&D活動と日系企業」富士通総研・研究レポート, No.270, 2006年7月
- 42) 韓金江「技術進歩の理論」, 安藤哲生/川島光弘/韓金江『中国の技術発展と技術移転』ミネルヴァ書房, 所収, 2005年, p.73。

(毛利良一, 日本福祉大学経済学部教授)

mohri@n-fukushi.ac.jp

China's Entry and Integration into the Global Capitalist Economy

A lot of literature has analyzed the economic development of China since its introduction of reform and open-door policy in 1978 from the view point of China's entry into the global capitalist world economy. This article aims at adding the view point of China's integration into the global economy by the large capitalist powers.

This paper focuses on the rapid economic growth led by foreign direct investment and infrastructure constructed partly by official Japanese yen loans, private foreign direct investments and the subsequent product export with the help of cheap labor provided from inland areas by China's feudalistic family registration system.

This paper also tries to clarify the character of the economic disputes between China and the United States of America comparison with the case between Japan and the US.

The recognition of China's membership in the World Trade Organization is regarded as the semi-final stage for its China's entry and integration into the global economy and this paper studies the follow-up process.

Lastly, this paper introduces the eleventh five-year plan of China publicized in early 2006 and gives some comments for the solution of the "three serious agro-problems" and independent high-tech research development.

(MOHRI, Ryoichi, Professor, Faculty of Economics, Nihon Fukushi University)